

神戸市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日 こども家庭局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、特定教育・保育施設等という。）において実施される体調不良児対応型病児保育事業（以下、「事業」という。）に関し、「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付雇児発 0717 第 12 号）の別紙に定める病児保育事業実施要綱及び兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に定める病児・病後児保育推進事業実施要綱が定める事項のほかに必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法令等の例による。

(対象施設・事業者)

第 3 条 この要綱における対象施設・事業者は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 27 条に基づく施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設及び法第 29 条に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者で、事業を実施する前に神戸市と協議のうえ病児保育事業開始届（様式第 1 号）を提出した特定教育・保育施設等とする。

(届出事項)

第 4 条 病児保育事業を実施する者は、児童福祉法施行規則第 36 条の 38 に基づき、次の事項を記載した病児保育事業開始届（様式第 1 号）を、市に届け出る。

- ア 事業の種類及び内容
- イ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ウ 条例、定款その他基本約款
- エ 職員の定数及び職務の内容
- オ 主な職員の氏名及び経歴
- カ 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。）
- キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ケ 事業開始の予定年月日
- コ 事業開始年度の収支予算書及び事業計画書

2 病児保育事業を実施する者は、前項で届け出た事項に変更が生じたときは、変更が生じた事項を記載した病児保育事業変更届（様式第 2 号）を、市に届け出るものとする。

3 病児保育事業を実施する者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則第 36 条の 39 に基づき、次の事項を記載した病児保育事業廃止・休止届（様式第 3 号）を、市に届け出るものとする。

- ア 廃止又は休止しようとする年月日
- イ 廃止又は休止の理由
- ウ 現に便宜を受けている児童に対する措置
- エ 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(設備に関する基準)

第5条 設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 安全性を確保するために必要な設備を有すること。
- (2) プライバシーの保護に配慮すること。

(職員に関する基準)

第6条 職員に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業を担当する者は、看護師資格を有するものとする。ただし、市長が安全性を確保することができると認める場合はこの限りでない。
- (2) 看護師を常勤または非常勤で1名以上配置して実施すること。

(運営に関する基準)

第7条 運営に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施を重要事項説明書や入園のしおり等で標榜していること。
- (2) 体調不良児に対して、事業を実施している旨が記載された園の事業計画、危機管理マニュアル等に基づいて対応すること。
- (3) 他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

(利用児童数等の報告)

第8条 事業を実施している特定教育・保育施設等の設置を行う者は、市長が求めるときに、利用児童数等の報告をすること。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年4月1日より施行する。

病児保育事業開始届

年 月 日

神戸市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり，病児保育事業を開始するので，児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
事業の種類	病児対応型・病後児対応型・体調不良児型・非施設型（訪問型） ・診療所型・その他（ ）
事業の内容	
事業を行おうとする区域	
経営者の氏名 （法人の名称）	
経営者の住所 （法人の主たる事務所の所在地）	
事業開始の予定年月日	
事業の内容	別紙1のとおり

（添付書類）

- (1) 条例，定款，その他の基本約款（実施要綱，委託契約書，規則，会則等で開設日，開設時間，利用料金，対象児童，緊急時（容体急変時等）の連絡体制・フロー等がわかる書類 ※複数の書類の組み合わせでも可）
- (2) 施設の平面図及び部屋ごとの面積がわかる書類
- (3) 施設の所在地が確認できる周辺図等
- (4) 事業開始年度の収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して内容を閲覧できる場合は該当ページの URL の記載でも可）
- (5) 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類（様式任意）

事業の内容					
施設の名称					
施設の所在地等	郵便番号 住所 電話番号				
施設の種類	病院・診療所・保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園，その他（ ）				
利用定員	人				
職員の体制（定数）及び 職務の内容	職名	定数	職務の内容		
	保育士	人			
	看護師・准看護師	人			
	保健師	人			
	その他（ ）	人			
	合計	人			
協力医療機関					
指導医					
開設日及び開設時間	(1)開設する日		開設時間		
	月・火・水・木・金・土・日・祝日・年末年始		： ～ ：		
	(2)開設しない日				
	月・火・水・木・金・土・日・祝日・年末年始		： ～ ：		
	(3)平日（月～金）に開設しない日がある場合の理由				
利用料金	1日 円 （1日単位の利用料金を設定している場合は単位及び金額を記載） 市外在住の利用の可否及び利用料金（可・否／1日 円） 利用料金の減免制度の有無，対象者及び利用料金 （有・無／対象者 / 利用料金 円）				
建物の構造	造 階建て（施設は 階）				
建物その他設備の規模 ※行が足りない場合は適宜行 を追加してください。	部屋名	面積（内側）	専用又は共用	備品名	数量
	保育室	m ²	専用	ベッド	
	観察室又は安静室	m ²	専用	寝具	
	調理室	m ²	専用・共用		
	その他（ ）	m ²	専用・共用		
	その他（ ）	m ²	専用・共用		

病児保育事業変更届

年 月 日

神戸市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり，児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたので，同法第34条の18第2項の規定により届け出ます。

施設名		
事業開始年月日		年 月 日
変更事項	変更前	
	変更後	※変更後の内容を記載した別紙1を添付すること
変更年月日		年 月 日
変更理由		

病児保育事業廃止・休止届

年 月 日

神戸市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり，児童福祉法第34条の18第1項により届け出ました病児保育事業を廃止・休止しましたので，同法第34条の18第3項の規定により届け出ます。

施設名	
事業開始年月日	年 月 日
事業の種類	病児対応型・病後児対応型・体調不良児型・非施設型（訪問型） ・診療所型・その他（ ）
事業の内容	
事業廃止・休止年月日 （休止の期間）	年 月 日 （休止の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
廃止・休止理由	
現に便宜を受けている 児童に対する措置（事業 区域内の児童に対する 代替措置等，事業区域の 市町と協議済みの内容 を記載ください）	